

第 19 回定時株主総会招集ご通知 ホームページ掲載事項

第 19 期

(2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで)

- 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- 連結計算書類＜国際財務報告基準(IFRS)＞の「連結持分変動計算書」「連結注記表」
- 計算書類＜日本基準＞の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

法令及び定款の定めにより、当社ホームページ
(<https://www.jfe-holdings.co.jp/>)に掲載することにより、
ご提供しているものであります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

当社は、上記体制につき、会社法第 362 条および会社法施行規則第 100 条に基づき取締役会において以下の「内部統制体制構築の基本方針」を決議しております。

内部統制体制構築の基本方針

当社は、「J F E グループは、常に世界最高の技術をもって社会に貢献します。」との企業理念の実現と持続性の高い企業体質の確立をめざして、法令および定款を遵守し企業価値の最大化を図るため、以下のとおり内部統制体制を構築する。また、本基本方針およびそれにしがたい構築された内部統制体制については、継続的な見直し、改善に努める。

1. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (ア) 取締役、執行役員および使用人の職務権限を組織権限・業務規程等により明確にし、それらに則って職務を執行する。
- (イ) コンプライアンス委員会を設置し、倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
- (ウ) 倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度（企業倫理ホットライン）を整備し、適切に運用する。
- (エ) 内部監査部署が法令および定款の遵守状況について監査する。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア) 取締役会、グループ経営戦略会議、経営会議における審議の充実を図るとともに、必要に応じ適切な会議体において審議をつくり決定する。
- (イ) 内部監査部署が業務の有効性・効率性について監査する。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (ア) 取締役会における決議事項および報告事項に関する情報については、法令にしがたい取締役会議事録を作成し、適切に保存・管理する。
- (イ) グループ経営戦略会議、経営会議等、経営の重要事項を審議する会議体に関する情報については、適切に記録、保存・管理する。
- (ウ) 決裁書等、職務の執行に係る重要な文書等については、適切に作成、保存・管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア) 事業活動、倫理法令遵守、サステナビリティ、財務報告・情報開示等に関するリスク管理については、担当執行役員等がリスクの認識に努め、必要に応じて、CEO が議長を務める J F E グループ C S R 会議において確認・評価し、その対処方針を審議・決定する。取締役会は、リスク管理に係る重要事項について審議・決定し、または報告を受ける。
- (イ) 大規模地震等の災害やパンデミック等については、J F E グループ C S R 会議において、予め対応プロセスを定め、発生時には損失等を最小限にとどめるため、対処方針を直ちに審議・決定する。

- (ウ) 経営の重要事項については、取締役会規則等により決定手続を定め、審議・決定する。
- (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (ア) J F E グループに属する会社は、会社の規模、事業の性質、機関の設計、その他会社の個性および特質を踏まえ、必要に応じ本基本方針に定める事項について体制を整備する。
- (イ) 当社は、グループ経営に関する重要事項ならびに事業会社（当社がその株式を直接保有する重要な事業子会社）および事業会社傘下のグループ会社の重要事項（損失の危険の管理に関する事項を含む。）について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。事業会社は、自社および傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則等により決定手続等を定め、適切な会議体等において審議・決定し、または報告を受ける。
- (ウ) 当社は、J F E グループ C S R 会議においてグループ共通のリスク管理に関する基本方針および重要事項を審議・決定し、グループのリスク管理について確認・評価するとともに、施策の実施状況を監督する。当社の取締役会は、グループのリスク管理に係る重要事項について審議・決定し、または報告を受ける。
- (エ) 当社は、J F E グループコンプライアンス委員会を設置し、グループの倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督するとともに、事業会社コンプライアンス委員会と連携し、倫理法令遵守の経営を推進する。
事業会社は、コンプライアンス委員会を設置し、自社および傘下のグループ会社の倫理法令遵守に関する基本方針および重要事項の審議・決定を行い、施策の実施状況を監督する。
また、当社は、企業倫理ホットラインについて、J F E グループ全体の倫理法令遵守に関する重要な情報が現場から経営トップに直接伝わる制度として整備し、適切に運用する。
- (オ) 当社の内部監査部署は、事業会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、または事業会社の内部監査部署から報告を受ける。事業会社の内部監査部署は、事業会社傘下のグループ会社の業務の有効性・効率性ならびに法令および定款の遵守状況について、監査し、またはグループ会社の内部監査部署から報告を受ける。
- (カ) J F E グループに属する会社は、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制、適時適切な情報開示のために必要な体制を整備する。

2. 当社監査役の職務の執行のために必要な体制

(1) 監査役の職務を補助する使用人に関する事項

監査役の職務を補助する使用人を監査役事務局に置く。

(2) 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人の人事については、監査役と協議する。

(3) 監査役の職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人は、監査役の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務を行う。

(4) 監査役への報告に関する体制

- (ア) 監査役は、取締役会、グループ経営戦略会議、経営会議およびその他の重要な会議に出席し、報告を受ける。

- (イ) 取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況（事業会社および事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）を報告する。事業会社または事業会社傘下のグループ会社の取締役、執行役員および使用人は、必要に応じまたは監査役会、監査役の要請に応じ、監査役会、監査役に対して職務の執行状況を報告する。
- (ウ) 当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に対して直接通報または相談を行うことができる制度として整備する。また、企業倫理ホットライン担当部署が受けた通報または相談された法令違反行為等については、その都度監査役会、監査役に対して、内容を報告する。
- (5) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、企業倫理ホットラインについて、監査役に法令違反行為等を通報または相談した者および通報または相談された法令違反行為等を監査役会、監査役に報告した者が不利な取扱いを受けないことを規程に定め適切に運用する。
- (6) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役職務執行に必要な費用について請求があった場合、速やかに前払いまたは償還に応じる。
- (7) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (ア) 取締役、執行役員および使用人は、監査役監査に必要な重要書類の閲覧、実地調査、取締役等との意見交換、子会社調査、子会社監査役との連携等の監査役活動が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。
- (イ) 監査役は、会計監査人、内部監査部署の監査結果（事業会社または事業会社傘下のグループ会社に関する重要事項を含む。）について適宜報告を受け、それぞれと緊密な連携を図る。

当社は、本年4月に「内部統制体制構築の基本方針」の見直しを行い、「1. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」中「（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制」および「（5）企業集団における業務の適正を確保するための体制」の内容の一部を変更し、リスク管理に関するJFEグループCSR会議の役割および重要事項についての取締役会の監督ならびに大規模災害やパンデミック等のリスクへの対応体制を明確にいたしました。上記「内部統制体制構築の基本方針」は、当該変更後のものです。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制につき、「内部統制体制構築の基本方針」に従い、以下のとおり整備・運用いたしております。

１．当社およびグループの取締役等の職務執行および内部監査にかかる体制

- （１）グループ経営に関する重要事項ならびに当社、事業会社および事業会社傘下のグループ会社の重要事項について、取締役会規則・グループ経営戦略会議規程・経営会議規程において決定手続を明確に定め、同手続に従いそれぞれの会議体で十分な審議を経た上で決定・報告を行っております。なお、改正会社法施行に伴い、これら規則・規程の見直しを行いました。
- （２）取締役・執行役員・使用人の職務権限について、社内規程において明確に定め、同規程を遵守しております。
- （３）内部監査部署において業務の有効性・効率性、法令・定款の遵守状況について適切に監査を実施するとともに、事業会社の内部監査部署が実施した内部監査結果について定期的に報告を受け確認しております。

２．当社およびグループのリスク管理・コンプライアンスにかかる体制

- （１）コンプライアンス、環境、人事労働、安全防災など多岐にわたる範囲を対象としてグループのＣＳＲへの取り組みについての方針審議・監督・情報共有等を行うことを目的に、ＪＦＥグループＣＳＲ会議を設置しております。そして、同会議内で運営される各委員会において、個別の具体的なテーマを取り上げております。当期中の実施状況は以下のとおりです。
 - ① ＪＦＥグループコンプライアンス委員会を当期中６回開催し、独占禁止法遵守、企業倫理等に関する意識調査結果をふまえた取り組み、品質保証、データ保護規制および個人情報保護規制への対応をテーマとして、当社および事業会社における課題の共有や取り組み状況についての確認を行うとともに、企業倫理ホットラインの運用状況、人権デュー・ディリジェンス（事業の人権への影響の評価と対処、これらの情報発信の一連のプロセス）の開始および各事業会社における労働時間管理の状況を報告しました。
 - ② ＪＦＥグループ環境委員会を当期中３回開催し、ＪＦＥグループＣＳＲ報告書の制作方針・内容の審議・決定やＥＳＧ課題への取り組みおよび環境関連の諸問題に対する事業会社の取り組み状況についての確認を行いました。
 - ③ ＪＦＥグループ内部統制委員会を当期中１回開催し、当社およびグループにおける財務報告に係る内部統制の有効性に関する評価について確認を行いました。上記のほか、グループ内における労働災害発生状況および２０２１年度安全活動方針の報告を行いました。
- （２）金融商品取引法等に基づく法定開示書類の公表にあたり適法性・適正性を担保することを目的として開示検討委員会を設置しており、同委員会において必要な確認を行った上で開示しております。
- （３）情報セキュリティに関する重要事項を審議・決定する機関としてＪＦＥグループ情報セキュリティ委員会を設置し、「ＪＦＥ－ＳＩＲＴ」（情報セキュリティ・インシデント対応チーム）が同委員会の

決定に基づいて関連施策の立案・実施推進等を行っております。これらの活動状況については、J F E グループ C S R 会議にて適宜報告をしております。

(4) 当社およびグループの役員、従業員等（退職者や取引先従業員等も含む）が利用できる内部通報制度として外部の弁護士にも通報可能な「企業倫理ホットライン」を整備し、通報・相談者の不利益取扱い禁止の徹底を含め、適切に運用しております。これらの通報・相談は、定期的に常勤監査役へ報告するとともに、J F E グループコンプライアンス委員会および取締役会において運用状況の確認を行っております。

(5) 新型コロナウイルス感染症対策について、グループの従業員の衛生管理および事業活動への影響の観点から、各事業会社におけるリスクの整理および緊急対応方針について、取締役会およびグループ経営戦略会議に報告を行いました。

3. 情報の保存・管理にかかる体制

(1) 取締役会、グループ経営戦略会議および経営会議での審議資料・議事録について、関係する法令および社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

(2) 社内において作成された決裁書等、職務執行に係る重要な文書について、社内規程に基づき、適切に作成・保存・管理を行っております。

4. 監査役に関する体制

(1) 監査役の指揮命令下において監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人について取締役からの独立性を確保しております。

(2) 監査役監査の実効性を確保するため、取締役会への出席のほか、常勤監査役についてはグループ経営戦略会議・経営会議・J F E グループ C S R 会議等に参加し、執行状況が確認できる体制としております。また、常勤監査役に対し、各部門の業務の執行状況について定期的に報告を行っております。

(3) 監査役の職務執行にかかる費用について、予算措置を講じ必要な費用を確保しております。

(4) 監査役は、内部監査部署から監査結果について定期的に報告を受けるとともに、会計監査人との間でも定期的かつ必要時に報告聴取・意見交換等を行うなど、内部監査部署・会計監査人それぞれと緊密な連携を図っております。

連結持分変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
					確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品の公正価値の純変動額
2020年4月1日残高	147,143	652,430	1,002,076	△180,637	—	39,768
当期損失	—	—	△21,868	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	—	12,186	59,433
当期包括利益	—	—	△21,868	—	12,186	59,433
自己株式の取得	—	—	—	△65	—	—
自己株式の処分	—	△22	—	26	—	—
配当金	—	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	△23	—	37	—	—
連結範囲の変動	—	—	—	—	—	—
支配継続子会社に対する持分変動	—	80	—	—	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	49,768	—	△12,186	△37,581
非金融資産への振替	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
所有者との取引額合計	—	34	49,768	△1	△12,186	△37,581
2021年3月31日残高	147,143	652,465	1,029,976	△180,639	—	61,620

	親会社の所有者に帰属する持分				非 支 配 持 分	資本合計
	その他の資本の構成要素			合計		
	在外営業活動 体 の 外 貨 換 算 差 額	キャッシュ・ フロー・ヘッ ジの有効部分	合計			
2020年4月1日残高	△31,941	△1,813	6,012	1,627,026	79,526	1,706,552
当 期 損 失	－	－	－	△21,868	2,804	△19,063
そ の 他 の 包 括 利 益	△314	10,599	81,904	81,904	390	82,295
当 期 包 括 利 益	△314	10,599	81,904	60,036	3,195	63,231
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△65	－	△65
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	4	－	4
配 当 金	－	－	－	－	△1,743	△1,743
株 式 報 酬 取 引	－	－	－	13	－	13
連 結 範 囲 の 変 動	－	－	－	－	694	694
支配継続子会社に対する 持 分 変 動	－	－	－	80	△854	△774
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替	－	－	△49,768	－	－	－
非金融資産への振替	－	△7,871	△7,871	△7,871	－	△7,871
そ の 他	－	－	－	－	112	112
所有者との取引額合計	－	△7,871	△57,639	△7,838	△1,791	△9,629
2021年3月31日残高	△32,256	914	30,278	1,679,223	80,930	1,760,154

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

連 結 注 記 表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〕

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲および持分法の適用に関する事項

連結子会社は327社、持分法適用会社等（関連会社、共同支配事業および共同支配企業）は76社であります。

主要な連結子会社および持分法適用会社等の名称は、事業報告の「重要な子会社等の状況」に記載しているため、省略しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産

①当初認識および測定

金融資産は、その当初認識時に償却原価で測定する金融資産または公正価値で測定する金融資産に分類しております。当社およびその子会社（以下、当社グループ）では、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

以下の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルの中で資産が保有されている
- ・ 金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融資産を除き、個々の金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを当初認識時に指定し、当該指定を継続的に適用しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を除き、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を加算して測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値測定し、その取引に直接起因する取引費用は純損益として認識しております。

②事後測定

a. 償却原価で測定する金融資産

当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

b. 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

c. その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。

その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合または公正価値が著しく下落した場合（回復する見込があると認められる場合は除く）にその累計額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えておりません。なお、当該金融資産からの配当金については純損益として認識しております。

③認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係る

リスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

④減損

償却原価により測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

貸倒引当金は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。

当社グループは、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかを判断しており、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、期末日後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を測定しております。一方、金融資産にかかる信用リスクが期末日時点にて当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産の予想存続期間にわたるすべての生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権、契約資産およびリース債権については、上記に関わらず、常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を測定しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益として認識しております。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益として認識しております。

金融資産に係る貸倒引当金は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・報告日時点で過大なコストまたは労力なしに利用可能である、過去の事象、現在の状況、ならびに将来の経済状況の予測についての合理的で裏付け可能な情報

(2) デリバティブおよびヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク、金利変動リスク等をヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っております。

当社グループでは、ヘッジの開始時においてヘッジ関係ならびにヘッジの実施についてのリスク管理目的および戦略の公式な指定、文書化を行っております。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目または取引、ヘッジされるリスクの性質およびヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれております。また、当社グループでは、ヘッジ関係の開始時および継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価しております。

デリバティブは公正価値で当初認識しております。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しております。

①公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は、純損益またはその他の包括利益に認識しております。また、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益またはその他の包括利益として認識しております。

②キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動のうち、有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識し、累計額は、その他の資本の構成要素に含めております。また、ヘッジ効果が有効でない部分は、純損益として認識しております。その他の資本の構成要素に累積された金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、当該非金融資産または非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終結または行使された場合、またはデリバティブがヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しております。予定取引の発生

がもはや見込まれない場合には、その他の資本の構成要素に累積された金額は、即時にその他の資本の構成要素から純損益に振り替えております。

③ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しております。

(3) 外貨換算

①外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートを用いて各社の機能通貨に換算しております。報告期間の期末日における外貨建貨幣性項目は、報告期間の期末日の為替レートにて機能通貨に換算しており、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の算定日における為替レートにて機能通貨に換算しております。この結果生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。ただし、非貨幣性項目の評価差額をその他の包括利益として認識する場合は、当該為替部分はその他の包括利益として認識しております。

②在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は、報告期間の期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、報告期間の期中平均為替レートで換算しております。換算により生じる為替換算差額はその他の包括利益として認識し、累計額はその他の資本の構成要素に含めております。

在外営業活動体を処分する場合、当該在外営業活動体に関連する為替換算差額の累計額は、処分時に純損益として認識しております。

(4) 棚卸資産

棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額により測定しており、原価は、原材料費、直接労務費、その他の直接費および関連する製造間接費の適切な配賦額から構成されております。正味実現可能価額は、予想売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しております。原価は、主として総平均法に基づき算定しております。

(5) 有形固定資産

当社グループは、有形固定資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地および建設仮勘定以外の有形固定資産については、主として定額法で減価償却を行っております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物 2－75年
- ・機械装置及び運搬具 2－27年

有形固定資産の見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

(6) のれんおよび無形資産

①のれん

のれんは償却は行わず、每期または減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入は行っておりません。

また、のれんは取得価額から減損損失累計額を控除した帳簿価額で表示しております。

②無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合で取得した無形資産は、取得日現在における公正価値で測定しております。

当社グループは、無形資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、見積耐用年数にわたって定額法で償却しております。無形資産は、主に自社利用目的のソフトウェアであり、見積耐用年数は2年から10年としております。

(7) リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるかまたはリースを含んでおります。

①借手としてのリース

リースの開始日において、使用权資産およびリース負債を認識しております。使用权資産は開始日においてリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っております。開始日後においては、原価モデルを適用して、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除して測定しております。使用权資産は、当社グループがリース期間の終了時にリース資産の所有権を取得することが合理的に確実である場合を除き、開始日から耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで、定額法により減価償却しております。リース期間については、リースの解約不能期間に加えて、行使することが合理的に確実である場合におけるリースの延長オプションの対象期間と、行使しないことが合理的に確実である場合におけるリースの解約オプションの対象期間を含む期間として決定しております。

リース負債は、開始日において同日現在で支払われていないリース料を借手の追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。開始日後においては、リース負債に係る金利や、支払われたリース料を反映するようにリース負債の帳簿価額を増減しております。リースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定しております。また、リースの条件変更のうち独立したリースとして会計処理されず、かつリースの範囲を減少させるものについては、使用权資産の帳簿価額をリースの部分的または全面的な解約を反映するように減額し、リースの部分的または全面的な解約に係る利得または損失を純損益に認識しております。それ以外のリースの条件変更については、使用权資産に対して対応する修正を行っております。

ただし、短期リースおよび少額資産のリースについては、認識の免除を適用し、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法により費用認識しております。

②貸手としてのリース

契約の形式ではなく取引の実質に応じてファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類しております。ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しております。

サブリースを分類する際は、中間の貸手は、ヘッドリースから生じる使用权資産を参照して分類しております。

オペレーティング・リースにおいては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料はリース期間にわたり定額法により収益として認識しております。

(8) 投資不動産

投資不動産は、賃貸収益もしくはキャピタル・ゲインまたはその両方を目的として保有する不動産であります。

当社グループは、投資不動産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得価額から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

土地以外の投資不動産は見積耐用年数にわたって主として定額法で減価償却を行っております。主要な投資不動産の見積耐用年数は26年であります。

投資不動産の見積耐用年数、減価償却方法および残存価額は、各連結会計年度末において見直しを行っております。

(9) 非金融資産の減損

有形固定資産および無形資産について、各報告期間の期末日現在で減損している可能性を示す兆候がある場合、資金生成単位で回収可能価額を処分費用控除後の公正価値と使用価値のいずれか高

い金額で評価し、資産の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、回収可能価額まで減損しております。

のれんおよび耐用年数の確定できない無形資産については毎期、さらに減損の兆候がある場合には都度、減損テストを実施しております。

過年度にのれん以外の資産について認識した減損損失については、報告期間の期末日において、認識した減損損失がもはや存在しない、または減少している可能性を示す兆候があるか否かを判定しております。このような兆候が存在する場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産またはその資産の属する資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を認識しなかった場合の減価償却控除後の帳簿価額を上限として、帳簿価額を回収可能価額まで増額し、減損損失の戻入を認識しております。のれんについて認識した減損損失は、以後の期間において戻入れておりません。

(10) 退職後給付

①確定給付制度

確定給付制度は、確定拠出制度以外の退職給付制度であります。確定給付制度債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度および当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しております。制度資産の公正価値は当該算定結果から差し引いております。割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有するもので、かつ、支払見込給付と同じ通貨建の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

退職給付制度が改訂された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の変動部分は、当該費用を即時に純損益として認識しております。

当社グループは、確定給付負債（資産）の純額の再測定による増減をその他の包括利益で認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

②確定拠出制度

確定拠出制度に係る費用は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識しております。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として現在の債務（法的債務または推定的債務）を有しており、当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りが可能である場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合、当該負債に特有のリスクを反映させた割引率を用いて割引いた金額で引当金を計上しております。

(12) 収益

当社グループは、IFRS第9号「金融商品」に基づく利息および配当収益等を除き、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点で（または充足するに依りて）収益を認識する

鉄鋼事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を出荷した時点で、顧客に製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。

エンジニアリング事業における工事契約等については、主として、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。

商社事業における鉄鋼製品等の販売については、主として製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスクおよび経済価値が移転し、支払

を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、商社事業における一部の取引については、代理人業務を担う義務を負っております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。

当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を表示しており、当社グループ第三者のために代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から第三者のために回収した金額を差し引いた手数料の額で収益を表示しております。

(13) 事業利益

事業利益は税引前利益から金融損益および金額に重要性のある一過性の項目を除いた利益であり、当社連結業績の代表的指標であります。

(14) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

[会計上の見積りに関する注記]

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響により、当連結会計年度の業績に影響が及んでいるものの、翌連結会計年度への影響は限定的と仮定して会計上の見積りを行っております。

1. 棚卸資産の評価（注記「3. 会計方針に関する事項」）

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、連結会計年度末における正味実現可能価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。また、営業循環過程から外れて滞留する棚卸資産については、将来の需要や市場動向を反映して正味実現可能価額等を算定しております。市場環境が予測より悪化して正味実現可能価額が著しく下落した場合には、損失が発生する可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した棚卸資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

2. 非金融資産の減損（注記「3. 会計方針に関する事項」）

当社グループは、有形固定資産、のれんおよび無形資産について、注記「3. 会計方針に関する事項」に従って、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定において、将来のキャッシュ・フロー、割引率等について仮定を設定しております。これらの仮定については、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した有形固定資産、のれんおよび無形資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

3. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産は、将来減算一時差異等を使用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、事業計画に基づき課税所得の発生時期および金額を見積っております。このような見積りは、経営者による最善の見積りにより行っておりますが、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって実際の結果と異なる可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した繰延税金資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

4. 引当金の会計処理と評価（注記「3. 会計方針に関する事項」）

引当金は、将来において債務の決済に要すると見込まれる支出の連結会計年度末日における最善の見積りに基づいて測定しております。将来において債務の決済に要すると見込まれる支出額は、将来の起こりうる結果を総合的に勘案して算定しております。これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、引当金の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

なお、当連結会計年度にて計上した引当金の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

5. 確定給付制度債務の測定（注記「3. 会計方針に関する事項」）

確定給付企業年金制度については、確定給付制度債務と制度資産の公正価値の純額を負債または資産として認識しております。確定給付制度債務は、数理計算上の仮定に基づいて算定しており、数理計算上の仮定には、割引率、退職率、死亡率、昇給率等の見積りが含まれております。これらの仮定は、金利変動の市場動向等、入手可能なあらゆる情報を総合的に判断して決定しております。これら数理計算上の仮定は将来の不確実な経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、確定給付制度債務の測定額に重要な修正を生じさせるリスクを有しております。

なお、当連結会計年度にて計上した確定給付制度債務および制度資産の金額は、連結財政状態計算書に記載のとおりであります。

6. 金融商品に関する事項（注記「3. 会計方針に関する事項」および「金融商品に関する注記」）

当社グループは、特定の金融商品の公正価値を評価する際に、重要な観察可能でないインプットを使用して測定しております。観察可能でないインプットは、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、当連結会計年度にて計上した重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値の金額は、69,220百万円であります。

7. 偶発事象（注記「連結財政状態計算書に関する注記」）

偶発事象は、連結会計年度末日における全ての利用可能な証拠を勘案し、その発生可能性および金額の影響を考慮した上で、将来の事業に重要な影響を及ぼしうる項目を考慮しております。

なお、偶発債務については、注記「連結財政状態計算書に関する注記」に記載のとおりであります。

〔連結財政状態計算書に関する注記〕

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び現金同等物	842百万円
営業債権及びその他の債権	7,921百万円
有形固定資産	10,783百万円
使用権資産	159百万円
持分法で会計処理されている投資	2,307百万円
その他の金融資産（非流動）	802百万円

（注）有形固定資産のうち、工場財団抵当等に係っているもの

9,434百万円

この他、連結子会社株式（連結子会社の計算書類上の帳簿価額649百万円）について担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

営業債務及びその他の債務	128百万円
社債、借入金及びリース負債（流動）	1,006百万円
社債、借入金及びリース負債（非流動）	12,309百万円

（注）上記のうち、工場財団抵当等によるもの

社債、借入金及びリース負債（流動） 559百万円

社債、借入金及びリース負債（非流動） 5,014百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	2,080百万円
その他の金融資産（非流動）	655百万円

3. 有形固定資産、使用権資産および投資不動産の減価償却累計額

有形固定資産および使用権資産の減価償却累計額	7,149,239百万円
投資不動産の減価償却累計額	52,431百万円

4. 偶発債務

子会社以外の会社の金融機関からの借入金等について行っている保証は、以下のとおりであります。

共同支配企業	18,274百万円
関連会社	900百万円
その他	23,673百万円
計	42,848百万円

上記の他、関連会社に関し将来発生の可能性のある債務について保証を行っております。

当連結会計年度における保証限度額 10,213百万円

〔連結持分変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数
普通株式

614,438,399株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

付 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	5,765	利益剰余金	10	2021年3月31日	2021年6月28日

(注) 普通株式の配当金5,765百万円には、株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式に係る配当金5百万円が含まれております。

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については、資金の安定性とコストを勘案しながら、銀行借入やコマーシャル・ペーパーおよび社債発行等を中心に必要な資金を調達しており、一時的に余剰資金が生じた場合は、短期的な運用等に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形および売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの各社は取引先の財務状況を定期的に把握する等の管理を行っております。また、一部の債権は期日前に売却しております。

営業債務である支払手形および買掛金は、概ね1年以内の支払期日のものであります。

外貨建て営業債権、営業債務は為替の変動リスクに晒されております。外貨建て取引による外貨の受け取り（製品輸出等）と外貨の支払い（原材料輸入等）で相殺されない部分については、為替予約等を利用したヘッジ取引を適宜実施しております。

資本性金融商品は、市場価格の変動リスクに晒されております。また、外貨建ての資本性金融商品については、為替の変動リスクに晒されております。資本性金融商品は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に公正価値を把握しております。

借入金および社債は、流動性リスクを考慮し、返済期日を集中させないように管理しております。変動金利の借入金および社債は、金利の変動リスクに晒されております。なお、一部の借入金および社債について金利の変動への対応および金利の低減を目的として、金利スワップ等を利用したヘッジ取引を行っております。

当社グループの利用するデリバティブ取引は、将来の為替、金利等の市場価格変動のリスクを有しておりますが、輸出入取引、借入金・社債等の実需に伴う取引に対応させてデリバティブ取引を行っていることから、これらのリスクは機会利益の逸失の範囲内に限定されております。当社グループは、デリバティブ取引の取引先を、信用力の高い金融機関等に限定していることから、取引相手先の倒産等により契約不履行に陥る信用リスクはほとんどないものと判断しております。また、当社はデリバティブ取引に係る社内規程を定め、これに基づき取引を実施しております。取引の実行にあたっては、上記方針に則り、財務担当執行役員の決裁により取引を実行しております。取引残高や公正価値、評価損益については、経営会議において定期的に報告することとしております。また、連結子会社においても、デリバティブ取引の実施にあたっては、社内規程に則り執行管理を行っております。

(3) 金融商品の公正価値に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、

異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2021年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値は、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	連結財政状態 計算書計上額	公正価値
1年内償還予定の社債	30,183	30,069
社債	259,401	259,748
長期借入金	1,159,012	1,164,546

1年内償還予定の社債、社債および長期借入金以外の償却原価で測定する金融資産および金融負債の公正価値は帳簿価額と近似しているため含めておりません。

経常的に公正価値で測定する金融商品についても、公正価値と帳簿価額が一致することから含めておりません。

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によって算定しております。

1年内償還予定の社債および社債の公正価値については、市場価格によっております。

〔投資不動産に関する注記〕

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、千葉県およびその他の地域において、賃貸倉庫等を所有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

2021年3月31日における連結財政状態計算書計上額および公正価値は、次のとおりであります。
(単位：百万円)

	連結財政状態 計算書計上額	公正価値
投資不動産	58,310	137,251

(注) 1 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

2 公正価値は、主として独立した不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づいております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分

2,916円37銭

2. 基本的1株当たり当期損失

△37円98銭

(注) 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1株当たり親会社所有者帰属持分および基本的1株当たり当期損失の算定上、期末発行済株式数および加重平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当連結会計年度における1株当たり親会社所有者帰属持分の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は562千株であり、当連結会計年度における基本的1株当たり当期損失の算定上、控除した当該自己株式の加重平均株式数は、567千株であります。

株主資本等変動計算書

(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金					
当期首残高	147, 143	772, 574	—	772, 574	179, 988	△85, 114	1, 014, 591	△476	△476	1, 014, 114
当期変動額										
当期純利益					9, 182		9, 182			9, 182
自己株式の取得						△65	△65			△65
自己株式の処分					△7	12	4			4
株式報酬取引						37	37			37
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								183	183	183
当期変動額合計	—	—	—	—	9, 174	△16	9, 158	183	183	9, 341
当期末残高	147, 143	772, 574	—	772, 574	189, 163	△85, 130	1, 023, 750	△293	△293	1, 023, 456

(注) 金額表示については百万円未満の端数を切り捨てております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 関係会社株式は移動平均法による原価法によっております。
- (2) 有形固定資産の減価償却の方法は、定額法によっております。
- (3) 取締役・執行役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づき、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員（所得税法上の国内非居住者を除く。）に割り当てられたポイントに応じた給付見込み額を計上しております。
- (4) 執行役員退職慰労引当金は、執行役員退職金の支給に備えるため、執行役員の退職金規程に基づく当期末要支給額を計上しております。
- (5) 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (6) 連結納税制度を適用しております。

2. 貸借対照表等に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 6 百万円
- (2) 保証債務等
 下記会社の仕入債務について保証を行っております。
 J F E 商事(株) 104 百万円
 上記の他、J F E エンジニアリング(株)に関し将来発生のある可能性がある債務について保証を行っております。
 当事業年度における保証限度額 627 百万円
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権 438,990 百万円
 関係会社に対する長期金銭債権 1,335,775 百万円
 関係会社に対する短期金銭債務 236,962 百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営業収益	21,918 百万円
	営業費用	757 百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
- 普通株式 38,477,970 株
- (注) 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式562,900株が、上記自己株式に含まれております。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式評価損等によるものであり、評価性引当額を控除しております。

6. 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 1,776 円96 銭
- 1 株当たり当期純利益 15 円94 銭

(注) 株式給付信託に係る信託口が保有する当社株式は、1 株当たり純資産額および1 株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式数および期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度における1 株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、562 千株であります。当事業年度における1 株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、567 千株であります。